

7. 鋼船規則 B 編，海洋汚染防止のための構造及び設備規則，安全設備規則，無線設備規則，居住衛生設備規則，バラスト水管理設備規則，冷蔵設備規則，高速船規則，旅客船規則及び内陸水路航行船規則，関連検査要領並びに揚貨設備規則検査要領及び船用材料・機器等の承認及び認定要領における改正点の解説
(同型船における図面提出省略)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編，海洋汚染防止のための構造及び設備規則，安全設備規則*，無線設備規則，居住衛生設備規則*，バラスト水管理設備規則，冷蔵設備規則，高速船規則，旅客船規則**及び内陸水路航行船規則**，関連検査要領並びに揚貨設備規則検査要領及び船用材料・機器等の承認及び認定要領中，同型船における図面提出省略に関する事項について，その内容を解説する。なお，2024 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用されている。

2. 改正の背景

本会規則においては，図面等は印刷物として提出されることを前提として関連要件が規定されており，

その中で図面提出作業の省力化を目的として，既に承認された図面及び書類を用いて船舶等を建造する場合には，承認図面及び書類の一部の提出を省略することが認められる旨規定されていた。

昨今のデジタル技術の進展及びそれに伴う提出図面の電子化により，提出が省略されていた同型船の図面を含む全ての必要図面が本会の図面承認システム“NK-PASS”上で確認することが可能となっている。

これまで提出の省略が認められていた同型船の図面であってもシステム上で確認できるようになったことから，今回，図面提出の省略規定について削除すべく，関連規定を改めた。

3. 改正の内容

承認図面及び書類の一部の提出を省略することを認める要件を削除した。